

所得税と個人市・府民税の違い

区分		所得税	個人市民税（豊中市）	個人府民税（大阪府）	
控除対象寄附金の範囲	国に対する寄附	○	×	×	
	都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）	○	○	○	
	一定要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附（注1）	○	豊中市内に事務所または事業所を有する法人・団体に対する寄附金、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部に対する寄附	大阪府が条例で指定している寄附金、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金	
	特定公益増進法人に対する寄附（独立行政法人・社会福祉法人・学校法人など）（注1）	○	豊中市内に事務所または事業所を有する法人・団体に対する寄附金に限る	大阪府が条例で指定している寄附金に限る	
	一定要件を満たす特定公益信託の信託財産とするための支出（注1）	○	×	大阪府が条例で指定している寄附金に限る	
	NPO法人に対する寄附	①所得税の控除対象として認定されたNPO法人	○	豊中市内に事務所または事業所を有する法人・団体に対する寄附金に限る	大阪府が条例で指定している寄附金に限る
		②①以外で都道府県・市区町村が条例指定したNPO法人	×	×	大阪府が条例で指定している寄附金に限る
		③上記①・②以外の法人	×	×	×
	一定要件を満たす特定新規中小会社に対する出資（注1）	○	×	×	
	政党・政治資金団体等に対する寄附（注1）	○	×	×	
控除対象寄附金の上限		総所得金額等の40%	総所得金額等の30%		
控除の適用方法		所得控除または税額控除	税額控除		

注1 控除対象となる寄附金の範囲については、国税庁ホームページ「一定の寄附金を支払ったとき」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>)をご参照ください。